歯科材料(09) 歯科用研削材料

一般医療機器 歯科技工用カーバイド切削器具 JMDN コード:70744000

DENオクルフィッシャー

【禁忌·禁止】

- 1. 劣化や異常が見られた場合は、器具の使用を中止すること。
- 2. 器具の形態変更や改造などはしないこと。

*【形状、構造及び原理等】

1. 形状・構造 下記の通り



作業部長:10.2 mm

2. 原材料

作業部:タングステンカーバイド、DLC コーティング シャンク:ステンレススチール

3. 包装 1 本 / 包

【使用目的又は効果】

本品を歯科用電気駆動装置に装着し、セラミックやレジン等を 研削するために用いる。

【使用方法等】

[使用方法]

歯科用電気駆動装置に装着し、回転させて、セラミックやレジン等を研削する。

※最大回転数:50,000 rpm 推奨回転数:30,000 rpm

[使用方法等に関連する使用上の注意]

- ・指定の推奨回転数を超えて使用しないこと。
- ・損傷、変形(錆、表面キズ、曲がり、汚染)等のあるものは使 用しないこと。
- ・使用前に試運転を行い、振れがないことを確認すること。
- ・歯科用電気駆動装置の取扱説明書に従い、バーを確実に奥まで 装着したことを確認してから使用すること。
- ・作業部が細く、長いので破折しやすいため、できるだけ軽いタッチで、破折に注意しながら使用すること。
- こじったり、ねじったりするような力を加えないこと。
- ・先端が尖っているので取り扱いには充分注意すること。歯科用 電気駆動装置への装着の際には、指の突き刺しや作業部の破折 に注意すること。
- ・安全の為に、保護眼鏡を使用すること。
- ・作業中に異常音が発生したり、激しく振動するような場合、破損が疑われる場合は直ちに作業を停止すること。
- ・本品は高速回転で使用されるため、使用中に破折する可能性が あるので十分に注意すること。

【使用上の注意】

1) 器具に対して、形状変更・打刻(刻印)等の二次加工やヒーティングを行うことは破損の原因となるので絶対に行わないこと。

届出番号: 17B2X10001001131

2)素材のステンレススチールは鉄に対して錆び難い金属であるが、使用方法、環境によっては腐食(錆び)することがある。

【保管方法及び有効期間等】

- 1) 粉塵や化学薬品を避け、清潔な場所で保管すること。
- 2)「もらいさび」を防ぐため、十分に水分を拭き取り、錆びている器具と一緒にしないこと。
- 3)保管中、損傷しないように注意すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者:株式会社 歯愛メディカル

住所:石川県白山市鹿島町1-9-1 電話番号:076-278-8800